

太子町長 北川 嘉明 様

太子町行財政審議会

会 長 門田 善二



「太子町新行政改革大綱(第 5 次)及び同実施計画」について

平成 25 年 2 月 6 日付、太総務第 963 号で諮問のあった「太子町新行政改革大綱(第 5 次)及び同実施計画」について、本審議会は慎重に審議を重ねた結果、全員一致をもって次のとおり結論を得たので、ここに答申する。

記

1. はじめに

めまぐるしく変化する社会情勢において、地方分権や、財政の健全化に対応し、「最少の経費で最大の効果」という基本原則に基づき、効率的な行政運営の推進を図るべく、5 年間の行政改革において、次のとおり審議を行った。

2. 審議経過

本審議会では、事務局より提出された資料について、慎重な審議を重ねた結果、次の結論に達した。

3. 「太子町新行政改革大綱(第 5 次)及び同実施計画」(案) について

- (1) 民間との協働という点において、地域との連携、民間委託、指定管理者制度の導入等について、第 4 次に引き続き、慎重に検討し、特に地域との連携については、積極的に推進していただきたい。
- (2) 各取組項目について、第 4 次の取組結果を十分に検証し、実施する以上は大きな効果が得られるよう検討し、職員一丸となって取り組んでいただきたい。
- (3) 効果額の大きな項目を特に推進するのは当然であるが、そのみにこだわらず、他の項目も積極的に推進していただきたい。

以上の意見を付して、答申とする。